

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十二号

秋田県阿桜園使用料徴収条例

(使用料の徴収)

第一条 秋田県阿桜園において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第四項の児童短期入所（以下「児童短期入所」という。）に係る支援並びに知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項の知的障害者短期入所（以下「知的障害者短期入所」という。）に係る支援及び同法第五条第三項の知的障害者更生施設支援（以下「知的障害者更生施設支援」という。）を受ける者から使用料を徴収する。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童短期入所 児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額
- 二 知的障害者短期入所 知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
- 三 知的障害者更生施設支援 知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額

(使用料の徴収時期)

第三条 使用料は、児童短期入所又は知的障害者短期入所にあつてはその使用した日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援にあつてはその使用した月の翌月の末日までに徴収する。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第一百一十号）附則第十八条第二項の旧措置入所者が同項に規定する期間に受ける知的障害者更生施設支援に係る使用料の額は、第二条第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額とする。

秋田県水林通観察使用料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県条例第十三号

秋田県水林通勤寮使用料徴収条例

(使用料の徴収)

第一条 秋田県水林通勤寮において、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第五項の知的障害者通勤寮支援を受ける者から使用料を徴収する。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額とする。

(使用料の徴収時期)

第三条 使用料は、その使用した月の翌月の末日までに徴収する。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第一百一十一号）附則第十八条第二項の旧措置入所者が同項に規定する期間に受ける知的障害者通勤寮支援に係る使用料の額は、第二条の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額とする。

秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県条例第十四号

秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例

(使用料の徴収)

第一条 秋田県身体障害者更生訓練センターにおいて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第四項の身体障害者短期入所（以下「身体障害者短期入所」という。）に係る支援及び法第五条第三項の身体障害者更生施設支援（以下「身体障害者更生施設

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

設支援」という。)を受ける者から使用料を徴収する。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

一 身体障害者短期入所 法第十七条の四第二項第一号に掲げる額

二 身体障害者更生施設支援 法第十七条の十第二項第一号に掲げる額

(使用料の徴収時期)

第三条 使用料は、身体障害者短期入所にあつてはその使用した日の属する月の翌々月の末日までに、身体障害者更生施設支援にあつてはその使用した月の翌月の末日までに徴収する。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百一十一号)附則第十二条第二項の旧措置入所者が同項に規定する期間に受ける身体障害者更生施設支援に係る使用料の額は、第二条第二号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額とする。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十五号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十条第一項第二号ロ」を「第十条第一項第二号ハ」に改める。

第三条第一項中「毎年三月末(事業年度を設けている場合は、毎事業年度終了後三月を経過する日)」を「毎事業年度終了後三月を経過する日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後三月を経過する日」とあるのは、「毎年三月末」とする。

秋田県環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十六号

秋田県環境基本条例の一部を改正する条例

秋田県環境基本条例（平成九年秋田県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四十三条第一項」の下に「及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項」を加え、同条第二項第三号中「法令」の下に「又は他の条例」を加える。

第二十九条第一項中「三十三人」を「三十五人」に改め、同条第二項中「地方行政機関」を「関係地方行政機関」に改める。

第三十二条第一項を次のように改める。

審議会に、部会を置く。

第三十二条第二項中「前項の場合」を「部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合」に、「地方行政機関」を「関係地方行政機関」に改め、同条に次の三項を加える。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第三十条第三項及び第四項並びに前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県環境基本条例第二十八条第一項の秋田県環境審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県環境基本条例第二十九条第三項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(特別職の職員で非常勤のもの、報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの、報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中 「環境影響評価審査会の委員及び専門委員
自然環境保全審議会の委員及び専門委員」

を「環境影響評価審査会の委員及び専門委員」に改める。

(秋田県立自然公園条例の一部改正)

4 秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「秋田県自然環境保全審議会」を「秋田県環境審議会」に改める。

(秋田県自然環境保全条例の一部改正)

5 秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

日次中「第五章 自然環境保全審議会(第二十六条―第三十一条)」を「第五章 削除」に改める。

第十一条第二項中「秋田県自然環境保全審議会」を「秋田県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第二項中「秋田県自然環境保全審議会」を「秋田県環境審議会」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第二十六条から第三十一条まで 削除

秋田県環境保全センター事業特別会計条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十七号

秋田県環境保全センター事業特別会計条例

(設置)

第一条 秋田県環境保全センターの整備及び管理を行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、秋田県環境保全センター事業特別会計を設置す

る。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、使用料、県債、国庫補助金、秋田県環境保全センター維持管理基金及び他会計からの繰入金その他の諸収入をもってその歳入とし、秋田県環境保全センターの整備及び管理に要する費用、県債の償還金及び利子、秋田県環境保全センター維持管理基金及び他会計への繰入金その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第三条 この会計においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十八条第四項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(秋田県環境保全センター維持管理基金条例の一部改正)

2 秋田県環境保全センター維持管理基金条例(平成十二年秋田県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「秋田県環境保全センター事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十八号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和三十三年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(構造設備の基準)

第二条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百二十二号)第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号の条例で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 脱衣室及び浴室は、これらの外部から見通すことができない構造とすること。
- 二 浴室の床及び浴槽には、耐水性の材料を用いること。
- 三 浴室には、上がり用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。
- 四 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。
- 五 便所には、収容定員に応じた適当な数の大便器及び小便器（大便器を兼ねるものを含む。）を設けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとすること。
 - (一) 階層式寝台を有する場合は、最上段と天井の間隔は、おおむね一メートル以上とすること。
 - (二) 共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合は、次のとおりとすること。
 - (1) 宿泊者の需要を満たすことができる十分な広さとすること。
 - (2) 宿泊者が調理をし、又は洗濯をするための適当な設備を備えること。
 - (3) 床には、耐水性の材料を用いること。
- 七 第一号から第五号までに掲げるもののほか、下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとすること。
 - (一) 客室の数は、二室以上とすること。
 - (二) 客室には、衣類、寝具その他日用品を保管する設備又は場所を設けること。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県条例第十九号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例（平成十二年秋田県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（理容所以外の場所で業を行うことができる場合）

秋田県知事 寺 田 典 城

第二条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

一 演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合

二 社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合

附則第二項中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例（平成十二年秋田県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（美容所以外の場所で業を行うことができる場合）

第二条 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

一 演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合

二 社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合

附則第二項中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

と畜場法施行条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十一号

と畜場法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般と畜場の構造設備の基準)

第二条 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)第一条第十一号の条例で定める一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 更衣室及びと畜検査員の事務室を設けること。

二 獣畜及び枝肉を運搬する用具並びに獣畜を洗浄する設備を設けること。

(手数料)

第三条 県は、と畜場法第二条第一項の規定によると畜場の設置の許可を受けようとする者及び同法第十条第一項から第四項までの規定による獣畜のと

さつ又は解体の検査を受けようとする者から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

一 一般と畜場の設置許可の申請

二 簡易と畜場の設置許可の申請

三 獣畜のとさつ又は解体の検査

(一) 牛

(1) 生後一年以上のもの

(2) 生後一月以上一年未満のもの

(3) 生後一月未満のもの

(二) 馬

(1) 生後一年以上のもの

(2) 生後一年未満のもの

(三) 豚

(四) めん羊又は山羊

3 手数料は、許可又は検査の申請があったときに徴収する。

一件につき 二万二千元

一件につき 一万元

一頭につき 千二百円

一頭につき 七百元

一頭につき 四百円

一頭につき 千二百円

一頭につき 七百元

一頭につき 四百円

一頭につき 二百五十円

4 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(秋田県一般と畜場設置許可等手数料徴収条例の廃止)

2 秋田県一般と畜場設置許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第六十号)は、廃止する。

秋田県立自然公園条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十二号

秋田県立自然公園条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(秋田県立自然公園条例の一部改正)

第一条 秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 指定(第五条・第六条)

第三章 公園計画及び公園事業(第七条―第十三条)

第四章 保護及び利用(第十四条―第二十一条)

第五章 風景地保護協定(第二十二条―第二十七条)

第六章 公園管理団体(第二十八条―第三十三条)

第七章 雑則(第二十四条)

第八章 罰則(第三十五条―第三十九条)

第九章 委任(第四十条)

附則

第一条中「すぐれた」を「優れた」に、「および」を「及び」に改める。

第二条第一号中「すぐれた」を「優れた」に、「または」を「又は」に、「第十条」を「第五条」に改め、同条第二号中「または」を「又は」に改め、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に、「または」を「又は」に改める。

第二章を削る。

第一章中第三条を第四条とする。

第二条の二中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

第二条の二を第三条とする。

第十条第一項中「および」を「及び」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「その旨および」を「、その旨及び」に改め、第三章中同条を第五条とする。

第十一条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「および」を「及び」に改め、同条を第六条とする。

「第三章 指定および解除」を「第二章 指定」に改める。

第四章中第十二条を第七条とする。

第十三条の見出しを「(廃止及び変更)」に改め、同条を第八条とし、第十四条から第十六条までを五条ずつ繰り上げる。

第十七条中「道路法」を「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)」に、「かかる事業および」を「係る事業および」に、「または」を「又は」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条の二中「キャンプ場」を「キャンプ場」に改め、同条を第十三条とする。

「第四章 公園計画および公園事業」を「第三章 公園計画及び公園事業」に改める。

第十八条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第五条第二項」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、第五章中同条を第十四条とする。

第十九条第一項中「(第四号の二)」を「(第五号)」に、「若しくは第四号の二」を「若しくは同号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次

に次の一号を加える。

十三 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

第十九条第一項第八号中「知事」を「高山植物その他の植物で知事」に、「植物」を「もの」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十九条第一項第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第十九条第一項第四号の二を第五号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第十九条第三項中「同項第四号の二」を「同項第五号」に、「区域に」を「区域内に」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第六項中「前各項」を「第一項及び前三項」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は

第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第十九条を第十五条とする。

第二十条中「または、景観」を削り、同条を第十六条とする。

第二十一条第二項中「とる」を「執る」に改め、同条第七項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の号を加える。

二 第二十二条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は

第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第二十一条を第十七条とする。

第二十二条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二十条」を「第十六条」に、「条件または」を「条件又は」に改め、「において」の下に「その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「または」を「、若しくは」に、「代る」を「代わる」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。第二十二条を第十八条とする。

第二十三条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に、「または第二十一条第二項」を「又は第十七条第二項」に、「もしくは」を「若しくは」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「第十九条第一項、第二十一条第二項」を「第十五条第一項、第十七条第二項」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「第十九条第一項各号」を「第十五条第一項各号」に、「第二十一条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に、「および」を「及び」に改め、同条を第十九条とする。

第二十四条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第五条第二項」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条を第二十条とする。

第二十五条第一項中「または」を「又は」に改め、同項第一号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第二号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改め、同条を第二十一条とする。

「第五章 保護および利用」を「第四章 保護及び利用」に改める。

第八章中第三十二条を第四十条とし、同章を第九章とする。

第三十一条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、第七章中同条を第三十九条とする。

第三十条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第二十一条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号中

「第二十三条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第五号中「第二十五条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条第六号中「第二十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第七号中「第二十六条第五項」を「第三十四条第五項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条中「第二十一条第二項」を「第十七条第二項又は第三十一条」に、「処分」を「命令」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十八条中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条」を「第十六条」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十七条中「第二十二條」を「第十八條第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同條を第三十五條とする。
第七章を第八章とする。

第二十六條第一項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「かき」を「垣」に改め、同條第二項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「またはかき」を「又は垣」に改め、同條第三項中「および」を「及び」に、「またはかき」を「又は垣」に、「かこまれた」を「囲まれた」に改め、同條第五項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「かき」を「垣」に改め、第六章中同條を第三十四條とする。

第六章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第二十二條 知事若しくは市町村又は第二十八條第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十九條第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)

二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 風景地保護協定の有効期間

五 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第二十三条 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事又は市町村に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第二十四条 知事は、第二十二条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 風景地保護協定の内容が、第二十二条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第二十五条 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第二十六条 第二十二条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第二十七条 第二十五条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第六章 公園管理団体

(指定)

第二十八条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。